

新築・建て替えをしたときは・・・ 住居表示の届出を！

住居表示実施区域内に建物を新築，建替をした場合，新しく住居番号を決めるために住居表示の届出が必要となります。古川地域は大崎市役所市民課，三本木地域は三本木総合支所市民福祉課へ届出をお願いします。

住居表示の届出をしないと，建物に住居番号が付番されないため，住民登録（転入・転居届）ができませんのでご注意ください。

届出は，窓口または郵送にて受け付けております。郵送による届出の場合は，下記の必要書類に加え，返信用封筒（110円切手を貼付したもの）を同封の上，届出をしてください。複数件の届出を予定されている場合は，事前に担当までご相談ください。なおEメール及びファクスによる届出は受け付けておりませんのであらかじめご了承ください。

届出をする人

◇建築主又はその代理人（建築業者・不動産管理業者など）

届出に必要な書類

◇届出書（市民課にあります。また，大崎市HPからダウンロードできます。）

◇建築確認済証の写し（表紙，案内図，配置図，平面図）

◇公図（1/500）

届出時期

◇工事完了の2週間～3週間前に届出をしてください。

住居番号の決定

◇届出書提出後1週間～10日前後（転入又は転居される方は，余裕を持って届出をして下さい。）

届出が必要な地区（住居表示実施地区）

古川旭一～六丁目	古川荒川小金町	古川稲葉一～四丁目
古川浦町	古川江合寿町一～三丁目	古川江合錦町一～三丁目
古川江合本町一～三丁目	古川駅東一～四丁目	古川駅前大通一～六丁目
古川大宮一～八丁目	古川金五輪一～二丁目	古川川端
古川北稲葉一～三丁目	古川北町一～五丁目	古川小稲葉町
古川幸町一～二丁目	古川栄町	古川城西一～二丁目
古川李坪一～三丁目	古川諏訪一～三丁目	古川千手寺町一～二丁目
古川台町	古川十日町	古川中里一～六丁目
古川中島町	古川七日町	古川西館一～三丁目
古川二ノ構	古川東町	古川福浦一～三丁目
古川福沼一～三丁目	古川穂波一～八丁目	古川前田町
古川三日町一～二丁目	古川南新町	古川南町一～四丁目
古川若葉町一～二丁目	三本木新町一～二丁目（届出は三本木総合支所市民福祉課）	

※上記以外の地区は，土地の地番が住所となりますので，届出の必要はありません。



お問合せ：〒989-6188

宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市 民生部 市民課 住民異動担当

TEL0229-23-6079/FAX0229-21-1242

e-mail shimin@city.osaki.miyagi.jp

住居表示制度とは

住居表示制度について（街区方式）

通常、「住居表示」が実施されていないところの家屋や事務所などの住所を表わす場合、土地の字名（地名）と土地の財産番号である地番を「住所の番地」として用いて表示しています。

しかし、この表示だと住宅が密集している市街地などでは、「地番が順序よく並んでいない」・「一つの地番に多くの枝番がある」・「同じ地番を使った住所が複数ある」・「字の境界が複雑にいりくんでいる」などのことにより、目的地の住所が分かりづらく郵便物等が遅配したり、救急車等の緊急車両がなかなか到着しないなど、日常生活において不便をきたす場合があります。

そこで、以上のような問題を解決するため、昭和37年に「住居表示に関する法律」が施行され、これに基づいて全国の市街地では住居表示が実施されています。（大崎市では昭和43年から実施）

◎住所の表し方（大崎市の場合）

土地の地番を利用している場合	宮城県 大崎市 古川〇〇字〇〇 ◇◇番地◇◇
住居表示実施区域	宮城県 大崎市 古川△△（□丁目）◇◇番◇◇号

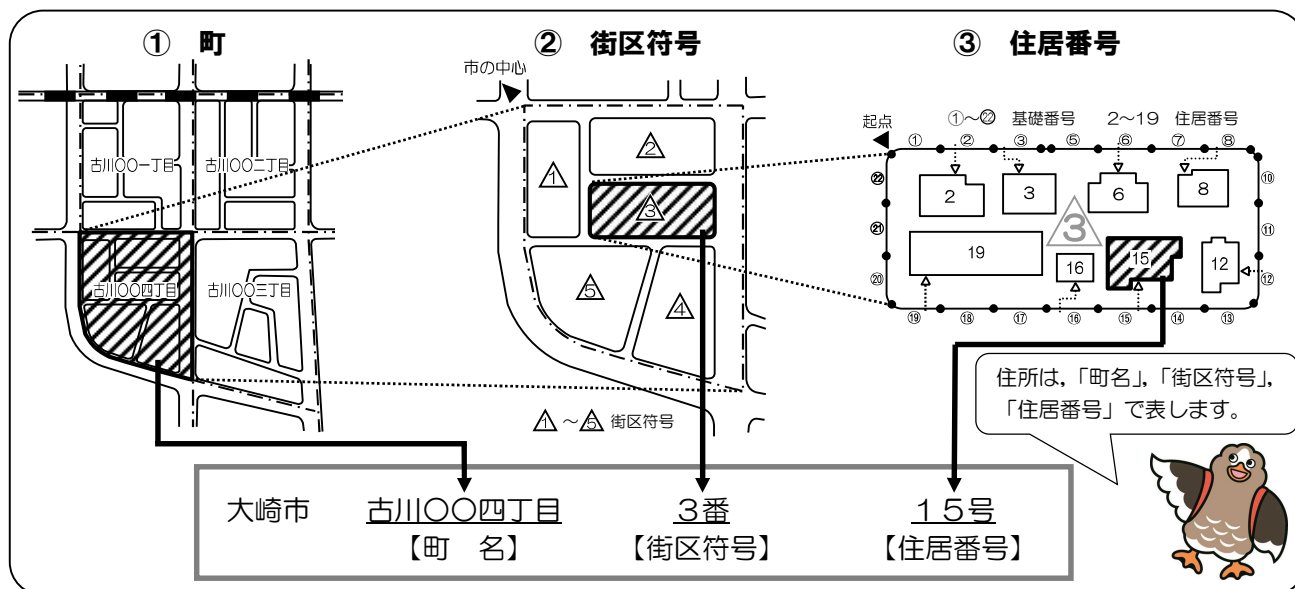
住居表示の方法

住居表示区域では、住所は「**町名（土地の地名）**」、「**街区符号**」、「**住居番号**」で表します。

◇町 名……町界は、河川、道路、鉄道などの恒久的な施設等で区切られています。

◇街区符号……町の区域の中を道路、水路などでいくつかの区画（ブロック）を作ります。この区画を「街区」といい、市の中心にもっとも近い街区を起点として順番に番号を付けています。この番号を「街区符号」といいます。街区符号は住所の「○番」になります。

◇住居番号……街区の角を起点とし、街区の周囲を一定間隔に区切り、順次番号をつけます。これを「基礎番号」といい、建物の主な出入口が接するところの基礎番号がその建物の「住居番号」となります。住居番号は住所の「○号」になります。



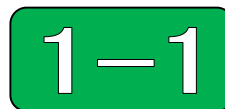
住居表示板の取り付け

住居表示を実施した区域では、訪れる人が迷うことなく目的地に到達できるように、建物の玄関や門柱などに「町名表示板」と「住居表示板」を取り付けることになっています。

【町名表示板】



【住居表示板】



※土地の地番は、住居表示実施区域では住所として使わなくなりますが、不動産としては存在しています。